

V 参 考 资 料

1 帳票・記録票

相談・通報・届出受付票

A票

(障害者虐待(疑い)相談シート)

受付日	平成 年 月 日	受付No	H -	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> その他
受付機関	<input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> センター		担当:	
相談者 (通報者)	氏名		本人との 関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> その他
	住所または 所属機関名		電話番号	
本人	氏名		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳
	居所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 病院 () <input type="checkbox"/> 施設 () <input type="checkbox"/> その他 ()		
	主障害	<input type="checkbox"/> 身体障害 () <input type="checkbox"/> 知的障害 () <input type="checkbox"/> 精神障害 () <input type="checkbox"/> その他 ()		
	障害手帳	<input type="checkbox"/> 不所持 <input type="checkbox"/> 所持 (<input type="checkbox"/> 身体 級 <input type="checkbox"/> 療育 <input type="checkbox"/> 精神 級 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 不明)		
	程度区分	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 区分 () <input type="checkbox"/> 申請中 (月 日) <input type="checkbox"/> 未申請 <input type="checkbox"/> 申請予定		
	障害福祉サービス その他サービス	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無 () <input type="checkbox"/> 無		
養護者等	種別	<input type="checkbox"/> 養護者 (続柄:) (男・女) <input type="checkbox"/> 障害者福祉施設従事者等 <input type="checkbox"/> 使用者		
	氏名・施設 ・事業所名			
不適切な状況の具体的内容				
1. 虐待の可能性	<input type="checkbox"/> 身体的 <input type="checkbox"/> 介護・世話の放棄・放任 <input type="checkbox"/> 心理的 <input type="checkbox"/> 性的 <input type="checkbox"/> 経済的 <input type="checkbox"/> その他			
2. 情報源	相談者は <input type="checkbox"/> 実際に目撃した <input type="checkbox"/> 怒鳴り声や泣き声、物音等を聞いて推測した <input type="checkbox"/> 本人から聞いた <input type="checkbox"/> () から聞いた			
3. 発見日・発見場所	平成 年 月 日	場所:		
4 内 容		5 至った経緯		
<input type="checkbox"/> 怒鳴り声や泣き声が聞こえたり、大きな物音がする〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 暑い日や寒い日、雨の日なのに障害者が長時間外にいる〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 介護・世話が必要なのに、サービスを利用している様子がない〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 障害者の服が汚れていたり、お風呂に入っている様子がない〔疑い〕 <input type="checkbox"/> あざや傷がある〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 問いかけに反応がない、無表情、怯えている〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 食事をきちんと食べていない〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 年金などお金の管理ができていない〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 養護者等の態度(本人に会わせてくれない、無関心、支配的) <input type="checkbox"/> その他(具体的内容を下記に記載)		<input type="checkbox"/> 障害に対する無理解、未受容 <input type="checkbox"/> 程度区分が重度である <input type="checkbox"/> 対象者の家族に精神疾患、障害がある <input type="checkbox"/> 経済的困窮 <input type="checkbox"/> 家庭内の確執、不和あるいは依存関係 <input type="checkbox"/> その他		
(具体的内容)				
受付者 所見				
緊急性	有無	<input type="checkbox"/> あり (<input type="checkbox"/> 即時 <input type="checkbox"/> 24時間以内 <input type="checkbox"/> 48時間以内) <input type="checkbox"/> なし		
	判断理由			
添付資料	<input type="checkbox"/> フェイスシート <input type="checkbox"/> チェックシート <input type="checkbox"/> 支援経過表 <input type="checkbox"/> その他()			

Ver. 1.0

初動対応会議記録

B票(表)

開催日時	平成 年 月 日 : ~	開催場所			
出席者	招集者	<input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> センター ()			
	センター				
	障害福祉課				
	相談支援				
添付資料	<input type="checkbox"/> 事実確認チェックリスト (C 票) <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他 ()				
本人氏名	H -				
情報共有内容					
本人	健康状態	疾 病			
		主治医		服 薬	
		その他			
	障 害	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり			
		程度区分	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 区分 () <input type="checkbox"/> 申請中 (月 日) <input type="checkbox"/> 未申請 <input type="checkbox"/> 申請予定		
	経済情報	収 入	年 金 /		
		滞 納			
			<エコマップor ジェノグラム>		
	養護者等	種 別	<input type="checkbox"/> 養護者 () <input type="checkbox"/> 障害者福祉施設従事者等 <input type="checkbox"/> 使用者		
その他の情報					
緊急性	有 無	<input type="checkbox"/> あり (<input type="checkbox"/> 即時 <input type="checkbox"/> 24時間以内 <input type="checkbox"/> 48時間以内) <input type="checkbox"/> なし			
	判断理由				
コアM会議予定	平成 年 月 日 : ~	予定場所			
		記 録 者			

初動対応方針 分担票

B票(裏)

本人氏名	H -	
方 針		
	事実確認内容及び方法	結 果
1		
	役割分担	期日
2		
	役割分担	期日
3		
	役割分担	期日
4		
	役割分担	期日
5		
	役割分担	期日
コアメンバー会議までのリスク管理		結 果
1		
2		
3		
結果入力日	平成 年 月 日	結果入力者

Ver.1.0

事実確認チェックシート

C票

本人氏名	H -				
事実確認項目			通報時	確認日	方法
身体 の 状態	全身状態	<input type="checkbox"/> 全身衰弱 <input type="checkbox"/> 意識混濁 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	外傷等	<input type="checkbox"/> あざ () <input type="checkbox"/> やけど () <input type="checkbox"/> けが () <input type="checkbox"/> 褥瘡 () <input type="checkbox"/> 骨折 () <input type="checkbox"/> その他 ()			
	脱水・栄養状態	<input type="checkbox"/> 脱水症状 <input type="checkbox"/> 栄養失調 <input type="checkbox"/> 低栄養・低血糖 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	体重の減少	<input type="checkbox"/> 急激な体重減少 <input type="checkbox"/> やせすぎ <input type="checkbox"/> その他 ()			
	衛生面	<input type="checkbox"/> 衣類の汚れ、乱れ <input type="checkbox"/> 髪やひげが伸び放題 <input type="checkbox"/> 爪が伸び放題 <input type="checkbox"/> 異臭 <input type="checkbox"/> 汚れのひどい髪 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	その他	<input type="checkbox"/> 性感染症に罹患している			
生活 の 状況	住環境	<input type="checkbox"/> 異臭 <input type="checkbox"/> 極端に乱雑 <input type="checkbox"/> 害虫等がいる <input type="checkbox"/> ライフラインの停止 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	食事	<input type="checkbox"/> 拒食 <input type="checkbox"/> 過食 <input type="checkbox"/> 他では勢いよく食べる <input type="checkbox"/> その他 ()			
	睡眠	<input type="checkbox"/> 不眠の訴え <input type="checkbox"/> 不規則な睡眠 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	行為の制限	<input type="checkbox"/> 自由に外出できない <input type="checkbox"/> 長時間家の外に出されている			
	労働	<input type="checkbox"/> 法定の労働安全・衛生の遵守されていない職場で働かされている <input type="checkbox"/> 最低賃金以下で働かされている			
	その他				
心理・ 言動・ 行動	恐怖や不安の訴え	<input type="checkbox"/> 怖い、殴られる、怒られるなどの発言 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	保護の訴え	<input type="checkbox"/> 帰りたくないなどの発言 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	表情・態度	<input type="checkbox"/> 無力感、あきらめ <input type="checkbox"/> 怯え、怖がる <input type="checkbox"/> 無表情、無反応 <input type="checkbox"/> 涙ぐむ <input type="checkbox"/> 家族がいるときといないときで表情が違う <input type="checkbox"/> その他 ()			
	問題行動	<input type="checkbox"/> 徘徊 <input type="checkbox"/> 自傷行為 <input type="checkbox"/> 本人による自殺企図 <input type="checkbox"/> 家族等による自殺(心中)企図 <input type="checkbox"/> 薬物投与・摂取 <input type="checkbox"/> 本人の意向に沿わない宗教等の強要 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	セクハラ	<input type="checkbox"/> 他者から窃視や不自然なアプローチを受けている(関係妄想と区別する)			
	性行為の強要	<input type="checkbox"/> 性行為・わいせつな行為の強要 <input type="checkbox"/> 性風俗業で働くことの強要 <input type="checkbox"/> 性的な嫌がらせ、はずかしめを受けている			
	交際	<input type="checkbox"/> 障害を理由に、他者が交際する異性との関係を引き裂く <input type="checkbox"/> 障害を理由に、他者との交際を禁じられている			
	その他				
経済 面	経済的虐待	<input type="checkbox"/> 障害年金等の搾取を受けている <input type="checkbox"/> 悪徳商法等で多額の金銭を巻き上げられている			
	訴え	<input type="checkbox"/> 通帳・お金を取られたとの発言 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	滞納	<input type="checkbox"/> サービス利用料 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 光熱費 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	その他				
支援	医療面	<input type="checkbox"/> 家族が受診を拒否 <input type="checkbox"/> 本人の受診拒否(宗教等理由にする場合も含む) <input type="checkbox"/> 入退院の繰り返し <input type="checkbox"/> その他 ()			
	服薬	<input type="checkbox"/> 処方されていない薬を服用 <input type="checkbox"/> 処方された薬を飲んでいない <input type="checkbox"/> 処方された薬を飲ませてもらえない <input type="checkbox"/> その他 ()			
	サービス利用	<input type="checkbox"/> 本人が拒否 <input type="checkbox"/> 家族が拒否 <input type="checkbox"/> 必要量が極端に不足 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	その他				
養護者 等の 態度	暴力・脅し等	<input type="checkbox"/> 刃物などでの暴力・脅し <input type="checkbox"/> 監禁 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	障害者への態度	<input type="checkbox"/> 冷淡 <input type="checkbox"/> 無関心 <input type="checkbox"/> 支配的 <input type="checkbox"/> 攻撃的 <input type="checkbox"/> 拒否的 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	障害者への発言	<input type="checkbox"/> 否定的な発言 () <input type="checkbox"/> その他 ()			
	支援者への態度	<input type="checkbox"/> 会いたがらない <input type="checkbox"/> 障害者に面会させない <input type="checkbox"/> その他 ()			
	支援者への発言	<input type="checkbox"/> 何をするか分からない <input type="checkbox"/> 障害者を保護して欲しい <input type="checkbox"/> その他 ()			
	精神状態・状況	<input type="checkbox"/> 介護疲れ・疾病等 <input type="checkbox"/> 精神不安定 <input type="checkbox"/> 判断力の低下 <input type="checkbox"/> その他 ()			
その他					

【方法】 1.写真(裏面添付) 2.目視 3.記録 4.聞き取り(誰から) 5.その他

虐待の全体的状況	

作成日	平成 年 月 日	作成者	
-----	----------	-----	--

コアメンバー会議記録 (D -)

D票

開催日時	平成 年 月 日 : ~	開催場所	
出席者	センター		
	障害福祉課		
	相談支援		
本人氏名	H -		
1 事実確認情報の共有	参考資料	<input type="checkbox"/> 事実確認チェックシート (C票) <input type="checkbox"/> 初動対応会議記録 (B票) <input type="checkbox"/> その他 ()	
	作成資料	<input type="checkbox"/> 初動対応方針分担票(結果) (B票)	
2 事案分析	時期	発生したと思われる時期	平成 年 月 日ごろ
		発生しやすい時期・時間帯・頻度	
	発生状況		
	発生要因		
	本人の意見希望	養護者等の状況	
※支援の必要性 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明			
3 緊急性の判断	緊急性の判断	<input type="checkbox"/> あり (<input type="checkbox"/> 緊急保護の検討 <input type="checkbox"/> 保護の検討集中的援助 <input type="checkbox"/> 防止のための保護検討) <input type="checkbox"/> なし	
	緊急性の判断根拠	<input type="checkbox"/> 入院・通院が必要 <input type="checkbox"/> 本人・養護者が保護を求めている <input type="checkbox"/> 虐待が日常的に行われている <input type="checkbox"/> 虐待につながる家庭環境・リスク要因がある <input type="checkbox"/> 今後重大な結果が生じる、繰り返されるリスクがある <input type="checkbox"/> その他 ()	
4 虐待の判断	<input type="checkbox"/> 虐待事案でない (<input type="checkbox"/> 権利擁護支援ニーズ <input type="checkbox"/> 生活支援ニーズ) <input type="checkbox"/> 虐待事案である (<input type="checkbox"/> 身体的 <input type="checkbox"/> 介護・放棄・放任 <input type="checkbox"/> 心理的 <input type="checkbox"/> 性的 <input type="checkbox"/> 経済的 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 現段階では疑いの状態 → 事実確認を継続		
対応方針の決定			
虐待対応支援計画書 (E票- 作成) *養護者による虐待の場合			
措置の適用	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ()		
支援内容	<input type="checkbox"/> 緊急分離・保護 ()		<input type="checkbox"/> 入院 ()
	<input type="checkbox"/> 家族支援・家族間調整		<input type="checkbox"/> 在宅サービス導入・調整
	<input type="checkbox"/> 経済的支援 (<input type="checkbox"/> 生活保護の相談・申請 <input type="checkbox"/> 各種減免手続き)		<input type="checkbox"/> 医療導入支援
	<input type="checkbox"/> 成年後見制度・日常生活自立支援事業活用検討		<input type="checkbox"/> 関係機関との連携
	<input type="checkbox"/> その他 ()		
次回会議	<input type="checkbox"/> コアメンバー会議 <input type="checkbox"/> 個別ケース会議		予定場所
次回会議予定	平成 年 月 日 : ~	記録者	

Ver.1.0

虐待対応支援計画書 (E -)

E票

本人氏名	H -	
作成した会議	<input type="checkbox"/> コアメンバー会議 (D票 -)	<input type="checkbox"/> 個別ケース会議 (F 票 -)

解決すべき課題	目 標	支援内容・方法	支援機関/担当
障害者	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
養護者等	1		
	2		
	3		
	4		
その他	1		
	2		
	3		

その他終結に向けた課題等

計画評価 予定日	平成 年 月 日 :	予定場所	
記録日	平成 年 月 日	記録者	

個別ケース会議記録 (F -)

F票

開催日時	平成 年 月 日 : ~	開催場所	
出席者	センター		
	障害福祉課		
	相談支援		
会議目的			
添付資料			

本人氏名	H -	
------	-----	--

検討課題	検討内容

支援計画 全体評価	<input type="checkbox"/> 支援評価票の作成 (G票 -)	<input type="checkbox"/> 支援計画の継続 <input type="checkbox"/> 新規虐待対応支援計画書作成 (E票 -)
	<input type="checkbox"/> 終結・終了会議開催	

次回会議	<input type="checkbox"/> 個別ケース会議 <input type="checkbox"/> 終結・終了会議	予定場所	
次回会議予定	平成 年 月 日 : ~	記録者	

Ver.1.0

虐待対応支援評価票 (G -)

G票

本人氏名		H -				
対応個別ケース会議		F票 -		対応計画書		
				E票 -		
		実施状況 (誰が、どのように)		目標達成状況		
障害者	1			<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 変更あり		
	2			<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 変更あり		
	3			<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 変更あり		
	4			<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 変更あり		
	5			<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 変更あり		
養護者等	1			<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 変更あり		
	2			<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 変更あり		
	3			<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 変更あり		
	4			<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 変更あり		
その他	1			<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 変更あり		
	2			<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 変更あり		
	3			<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 変更あり		
支援を要する状況の確認						
1	身体的虐待	<input type="checkbox"/> 虐待	<input type="checkbox"/> 虐待の疑い	<input type="checkbox"/> 一時的に解消	<input type="checkbox"/> 虐待の解消	<input type="checkbox"/> 確認されていない
2	放棄・放任	<input type="checkbox"/> 虐待	<input type="checkbox"/> 虐待の疑い	<input type="checkbox"/> 一時的に解消	<input type="checkbox"/> 虐待の解消	<input type="checkbox"/> 確認されていない
3	心理的虐待	<input type="checkbox"/> 虐待	<input type="checkbox"/> 虐待の疑い	<input type="checkbox"/> 一時的に解消	<input type="checkbox"/> 虐待の解消	<input type="checkbox"/> 確認されていない
4	性的虐待	<input type="checkbox"/> 虐待	<input type="checkbox"/> 虐待の疑い	<input type="checkbox"/> 一時的に解消	<input type="checkbox"/> 虐待の解消	<input type="checkbox"/> 確認されていない
5	経済的虐待	<input type="checkbox"/> 虐待	<input type="checkbox"/> 虐待の疑い	<input type="checkbox"/> 一時的に解消	<input type="checkbox"/> 虐待の解消	<input type="checkbox"/> 確認されていない
6	その他	<input type="checkbox"/> 虐待	<input type="checkbox"/> 虐待の疑い	<input type="checkbox"/> 一時的に解消	<input type="checkbox"/> 虐待の解消	<input type="checkbox"/> 確認されていない
新たな支援の必要性						
記録日	平成 年 月 日			記録者		

Ver.1.0

終結・終了シート

H票

受付No	H -	受付日	平成 年 月 日	受付者	
本人	氏名			生年月日	M T S H 年 月 日
養護者等	種別	<input type="checkbox"/> 養護者（続柄： ）（男・女） <input type="checkbox"/> 障害者福祉施設従事者等 <input type="checkbox"/> 使用者			
	氏名・施設・事業所名				

虐待の対応	
虐待種類	<input type="checkbox"/> 身体的 <input type="checkbox"/> 介護の放棄・放任 <input type="checkbox"/> 心理的 <input type="checkbox"/> 性的 <input type="checkbox"/> 経済的 <input type="checkbox"/> その他
虐待の状況	
権限行使	<input type="checkbox"/> 立入調査 <input type="checkbox"/> 面会制限 <input type="checkbox"/> やむを得ない措置 <input type="checkbox"/> 成年後見制度市長申立て
支援の内容・経過	

		終結	終了
終結・終了の状況	養護者	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 生活支援 <input type="checkbox"/> 権利擁護支援	<input type="checkbox"/> 本人死亡 <input type="checkbox"/> 本人転出 <input type="checkbox"/> 養護者死亡
	施設	<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 権利擁護支援	<input type="checkbox"/> 本人死亡 <input type="checkbox"/> 利用施設の変更
	使用者	<input type="checkbox"/> 改善	<input type="checkbox"/> 本人死亡 <input type="checkbox"/> 退職・転職
終結・終了日		平成 年 月 日	
終結とした根拠			

作成日	平成 年 月 日	作成者	
-----	----------	-----	--

Ver.1.0

【参考】 障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート

氏名	担当者・機関	評価年月日	年 月 日
I .虐待の程度 (「状況」欄:該当する…○、疑い…△、不明…?)			
I-1 現在の虐待の状況		状況	特記事項
最 重 度	身体的虐待	身体の内臓の部位に、入院を必要とする外傷・骨折・火傷がある	
		健康に有害な食物や薬物を与えられている	
		本人の自殺企図	
		一家心中(未遂を含む)	
		四六時中、ベッドや部屋に拘束・監禁されている	
		法定の労働安全・衛生の遵守されていない職場で働かされている	
	ネグレクト	脱水・栄養不足による衰弱がある	
		潰瘍や褥瘡が悪化している	
		口腔内の出血・腫れ	
		治療中の服用薬を飲んでいない、飲ませてもらえない	
		生命にかかわる医療拒否がある(宗教やオカルトを理由する場合を含む)	
		ライフラインがすべて止まっている	
	性的虐待	性行為・わいせつな行為を強要されている	
		性風俗業で働くことを強要されている	
		性感染症に罹患している	
経済的虐待	本人名義の預貯金・資産が家族・他者に不当に流用・処分されている		
	悪徳商法の業者に多額の金銭を巻き上げられている		
	最低賃金以下で働かされている		
重 度	身体的虐待	身体の内臓の部位に、通院を必要とする外傷・骨折・火傷がある	
		外出・通信が著しく制限されている	
	ネグレクト	著しい体重の増減がある	
		偏食・不衛生・不眠によって健康に明らかな問題がある	
		家族と同居しているが、実質的な世話・介護者はいない	
		必要な福祉サービスを受けることができない	
		必要な医療を受けることができない	
		医療機関の指示と異なる服薬調整が行われている	
	本人が家出・徘徊をしても放置するか、無関心である		
	心理的虐待	家族の自殺企図	
		家族や身近な人から本人の意向にそぐわない宗教・オカルトを強要される	
	性的虐待	性的ないやがらせ、はずかしめを受けている	
		障害を理由に、他者が交際する異性との関係を引き裂く	
	経済的虐待	本人名義の預貯金・資産が本人の了解なく家族・他者に管理されている	
		遺産相続等で差別的な扱いを受けている	
悪徳商法の業者に接近されている			
中 度	身体的虐待	通院を必要とするほどではないが、治療に必要な外傷・火傷がある	
		繰り返し傷・あざがある	
		外出・通信が自由にできない、行事への参加を制限されている	
	ネグレクト	健康問題につながる可能性のある偏食や不衛生等、衣食住の不適切さがある	
		必要な医療を受けることを制限されることがある	
		必要な福祉サービスの利用を制限されることがある	
		本人がしばしば欠席・欠勤していても連絡をしないか、無関心である	
	心理的虐待	無視・暴言・乱暴な扱い・締め出し・懲罰的な扱いによって情緒の問題が出ている	
		必要な医療・福祉サービスの内容を周囲が勝手に決める 養護者から強い拒否感の訴えがある	
	性的虐待	障害を理由に、他者から異性との交際を禁じられている	
		他者から窺視や不自然なアプローチを受けている(関係妄想と区別する)	
	経済的虐待	「小遣いあまりもらえない」と訴える	
		周囲の人間からお金をたかられている	

軽度	身体的虐待	治療の必要はない程度の外傷がある		
		養護者から暴力を振るってしまうとの訴えがある		
	ネグレクト	健康問題がただちに生じるほどではないが、衣食住の不適切さがある		
		本人・周囲ともに必要な医療や福祉サービスの内容を考慮することができない		
	心理的虐待	無視・暴言・乱暴な扱い・締め出し・懲罰的な扱いを受けている		
		家族の間にけんかや争いごとがしばしば起きる		
		養護者から拒否感の訴えがある		

I-2 過去の不適切な状況		状況	特記事項
---------------	--	----	------

重度	虐待による入院歴、分離保護歴がある(子ども期を含む)		
	DVIによる入院歴、分離保護歴がある		
	子ども期からずっと必要な支援を受けていない		
	性的虐待を被った経験がある		
	性風俗業で働いた経験がある		
中度	虐待による通院歴がある		
	不安定な性的交友関係の継続的経験がある		
	本人以外の家族に、DVや虐待による入院歴、分離保護歴がある		
軽度	虐待の通告歴がある		
	本人以外の家族に、DVや虐待による通院歴がある		

I-3 本人と虐待者の距離・パワーバランス		状況	特記事項
-----------------------	--	----	------

本人と虐待者は同居	虐待者は一人(身近に虐待を抑止できる人が: いる いない)		
	虐待者は複数(身近に虐待を抑止できる人が: いる いない)		
本人と虐待者は日中のほとんどを共有	虐待者は一人(身近に虐待を抑止できる人が: いる いない)		
	虐待者は複数(身近に虐待を抑止できる人が: いる いない)		
虐待者とはたまに合う関係	虐待者は一人(身近に虐待を抑止できる人が: いる いない)		
	虐待者は複数(身近に虐待を抑止できる人が: いる いない)		

各項目に現れない特記事項	

評価						
I-1 現在の虐待の状況	<input type="checkbox"/> 最重度	<input type="checkbox"/> 重 度	<input type="checkbox"/> 中 度	<input type="checkbox"/> 軽 度	<input type="checkbox"/> 問題なし	<input type="checkbox"/> 不 明
I-2 過去の不適切な状況		<input type="checkbox"/> 重 度	<input type="checkbox"/> 中 度	<input type="checkbox"/> 軽 度	<input type="checkbox"/> 問題なし	<input type="checkbox"/> 不 明
I-3 距離・パワーバランス	<input type="checkbox"/> 虐待は抑止できない		<input type="checkbox"/> 工夫次第で抑止可能	<input type="checkbox"/> 虐待は抑止できている		<input type="checkbox"/> 不 明
I. 虐待の程度	<input type="checkbox"/> 最重度	<input type="checkbox"/> 重 度	<input type="checkbox"/> 中 度	<input type="checkbox"/> 軽 度	<input type="checkbox"/> 問題なし	<input type="checkbox"/> 不 明

IV. 家族の状況		〔状況〕欄:該当する…○、疑い…△、不明…?〕	
IV-1 現在の状況 該当する項目に○、疑いのある項目に△、()内は具体的補足		状況	特記事項
家族関係	高い感情表出を伴う関係 ・批判的・干渉的コメントが多い ・けんか腰や敵意ある相互の言動が目立つ ・大きな感情のもつれ・感情の巻き込みが多い		
	束縛的なルールの強制 ・外出・通信の制限 ・柔軟性と合理性にかける家庭内役割の強制		
	ひとり親家庭		
	内縁者の同居・出入り		
経済的問題	失業中 (求職中 就職をあきらめている 求職の意志はない)		
	不安定就労 (不定期就労 日々雇用 休職中)		
	多額の負債		
	光熱水費・電話代・家賃の滞納		
	本人の障害年金が家族の生計費に重みをもっている		
	準要保護 生活保護 (申請中 受給中)		
生活環境	不衛生 (異臭、室内にゴミ散乱)		
	家事が実質的に営まれていない (食事、洗濯、入浴、掃除)		
関係機関の受入れ	拒否・抵抗 (接触を拒む、電話・訪問に応じない、根深い不信)		
	接触困難 (連絡が取れない、応答がない)		
	社会的孤立 (近隣や友人、当事者組織との交流がない)		
関係改善の媒介者	本人と虐待者との関係改善を媒介できる第三者の存在 (あり:親族 知人、なし)		

各項目に現れない特記事項					
評価					
IV. 家族の状況	<input type="checkbox"/> 重 度	<input type="checkbox"/> 中 度	<input type="checkbox"/> 軽 度	<input type="checkbox"/> 問題なし	<input type="checkbox"/> 不 明

評価シート

氏名		評価協議した機関・チーム	
評価日	年 月 日		

※評価は単独の支援者によるものではなく、虐待対応チームまたは支援機関が組織的に協議して実施すること

A. 事実確認の経過記録				
	実施年月日	実施機関	担当者氏名(必ず複数)	方法
最初の安全確認	年 月 日			
事実確認 ①	年 月 日			
事実確認 ②	年 月 日			
事実確認 ③	年 月 日			

B. 最終評価							
I. 虐待の状況		<input type="checkbox"/> 最重度	<input type="checkbox"/> 重度	<input type="checkbox"/> 中度	<input type="checkbox"/> 軽度	<input type="checkbox"/> 問題なし	<input type="checkbox"/> 不明
II. 本人の状況			<input type="checkbox"/> 重度	<input type="checkbox"/> 中度	<input type="checkbox"/> 軽度	<input type="checkbox"/> 問題なし	<input type="checkbox"/> 不明
III. 虐待者の状況			<input type="checkbox"/> 重度	<input type="checkbox"/> 中度	<input type="checkbox"/> 軽度	<input type="checkbox"/> 問題なし	<input type="checkbox"/> 不明
IV. 家族の状況			<input type="checkbox"/> 重度	<input type="checkbox"/> 中度	<input type="checkbox"/> 軽度	<input type="checkbox"/> 問題なし	<input type="checkbox"/> 不明
介入の緊急度		<input type="checkbox"/> 非常に高い (取り急ぎ介入)	<input type="checkbox"/> やや高い (落ち着いて介入)	<input type="checkbox"/> 状況の推移次第 (様子を見て介入)	<input type="checkbox"/> やや低い (あまり介入の必要はない)	<input type="checkbox"/> 低い (介入は不要)	
支援の必要度	本人	<input type="checkbox"/> 非常に高い (全面的な多くの支援)	<input type="checkbox"/> やや高い (多くの支援)	<input type="checkbox"/> ターゲットを絞った支援の必要 (スポット的な支援)		<input type="checkbox"/> 通常の支援 (通常支援の範囲内)	
	家族 ()	<input type="checkbox"/> 非常に高い (全面的な多くの支援)	<input type="checkbox"/> やや高い (多くの支援)	<input type="checkbox"/> ターゲットを絞った支援の必要 (スポット的な支援)		<input type="checkbox"/> 通常の支援 (通常支援の範囲内)	

C. 支援の利用状況	

D. 虐待対応チーム	
ケースマネジメント機関	
現在の虐待対応チームの構成	
新たに加えるべき機関	

E. 当面する支援の重要課題		
順位	支援課題	対応方法
1		
2		
3		

警察への援助依頼様式

第 年 月 日 号	
障害者虐待事案に係る援助依頼書	
○ ○ 警察署長 様	
姫 路 市 長 印	
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第12条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり援助を依頼します。	
依頼事項	日 時 年 月 日 時 分～ 時 分
	場 所
	援 助 方 法 <input type="checkbox"/> 調査の立会い <input type="checkbox"/> 周辺での待機 <input type="checkbox"/> その他 ()
障害者	(ふ り が な) 氏 名 <input type="checkbox"/>男 ・ <input type="checkbox"/>女
	生 年 月 日 年 月 日生 (歳)
	住 所 <input type="checkbox"/> 援助依頼場所と同じ <input type="checkbox"/> その他 ()
	電 話 () - 番
	職 業 等
養護者等	(ふ り が な) 氏 名 <input type="checkbox"/>男 ・ <input type="checkbox"/>女
	生 年 月 日 年 月 日生 (歳)
	住 所 <input type="checkbox"/> 援助依頼場所と同じ <input type="checkbox"/> その他 ()
	電 話 () - 番
	職 業 等
	障 害 者 と の 係 関 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他親族 () <input type="checkbox"/> その他 ()
虐待の状況	行 為 類 型 <input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 養護を著しく怠る <input type="checkbox"/> 経済的虐待
	虐 待 の 内 容
障害者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由	
警察の援助を必要とする理由	
担当者・連絡先	所属・役職 氏 名
	電話 () - 番 内線 携帯電話 - 番

立入調査記録

障害者氏名	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	年 月 日生(歳)
調査日時	年 月 日() : ~ :	調査場所	
調査者			
同行者			
警察援助者			
調査項目	調査結果		
障害者の状況 ・身体的外傷の有無 ・健康状態 ・養護者等に対する態度や恫え等			
居室内等の状況 ・不衛生、乱雑等特徴的な様相について			
養護者等の状況 ・障害者への態度 ・支援者への態度 ・精神状態、健康状態			
総合的な所見 ・事実確認等の結果 ・緊急時対応時の内容			
作成日	年 月 日	記録作成者	

4 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の氏名、生年月日及び職種

氏名		生年月日	
(資格を有する者についてはその資格及び職名を、その他の者については職名及び職務内容を記載すること)			

5 市が行った対応

施設等に対する指導
 施設等からの改善計画の提出依頼
 虐待を行った障害者福祉施設従事者への注意・指導
 その他（具体的に記載すること）

()

6 虐待を行った障害者福祉施設等において改善措置が行われている場合にはその内容

施設等からの改善計画の提出
 その他（具体的に記載すること）

()

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第17条の規定に基づき、上記の通り報告する。

平成 年 月 日

〇〇〇 県（担当課名）

姫路市長
 姫路市長印

市から県への通知

平成 年 月 日

〇〇〇〇知事 様

姫路市長

使用者による障害者虐待に係る通知

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第23条の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

1 通知資料

- ① 労働相談票（使用者による障害者虐待）
- ② 添付資料（具体的に記載）

2 連絡先

担当部署 姫路市役所健康福祉局福祉部障害福祉課

担当者名 〇 〇 〇 〇

電話番号 079-221-2309

労働相談票（使用者による障害者虐待）

都道府県名		市町村名			
受付年月日	平成 年 月 日	内容・方法	<input type="checkbox"/> 通報 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> 相談		
			<input type="checkbox"/> 来庁 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX・郵送等		
受付機関名		対応者氏名			
被虐待者氏名		生年月日	年 月 日	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
住所					
電話番号等	TEL	-	-	携帯	-
通知連絡	事業所への氏名の通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 拒否				
	市町村、都道府県、労働局からの連絡 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 拒否				
障害の種類	<input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 精神障害 <input type="checkbox"/> その他()				
就労状況	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣労働者 <input type="checkbox"/> 期間契約社員 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他()				
通報者氏名				性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
住所					
電話番号等	TEL	-	-	携帯TEL	-
被虐待者との関係	<input type="checkbox"/> 事業所内労働者 <input type="checkbox"/> 被虐待者の家族・親族 <input type="checkbox"/> 行政機関等 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他()				
通知連絡	事業所への氏名の通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 拒否				
	市町村、都道府県、労働局からの連絡 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 拒否				
事業所名					
所在地					
電話番号等	TEL	-	-	FAX	-
代表者氏名					
担当氏名					
事業所への通知	事業所への通報内容の通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 拒否				
会社規模	<input type="checkbox"/> 10人未満 <input type="checkbox"/> 10～49人 <input type="checkbox"/> 50人～99人 <input type="checkbox"/> 100人～299人 <input type="checkbox"/> 300人以上 <input type="checkbox"/> 不明				
業種	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業、郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業、小売業 <input type="checkbox"/> 金融業、保険業 <input type="checkbox"/> 医療、福祉 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> その他()				

虐待者名 氏名	生年月日	年月日	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
被虐待者 との関係	<input type="checkbox"/> 使用者(役員) <input type="checkbox"/> 上司 <input type="checkbox"/> 同僚 <input type="checkbox"/> 部下 <input type="checkbox"/> その他()			
虐待の 種類	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄・放任 <input type="checkbox"/> 経済的虐待			
虐待の内容 及び発生要因				
希望する 使用者に 対する措置				

2 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成 23 年法律第 79 号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。
- 2 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。
- 3 この法律において「養護者」とは、障害者を現に養護する者であつて障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう。
- 4 この法律において「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）（以下「障害者福祉施設」という。）又は障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業、同条第十七項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業、同条第二十五項に規定する移動支援事業、同条第二十六項に規定する地域活動支援センターを経営する事業若しくは同条第二十七項に規定する福祉ホームを経営する事業その他厚生労働省令で定める事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）に係る業務に従事する者をいう。
- 5 この法律において「使用者」とは、障害者を雇用する事業主（当該障害者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）である場合において当該派遣労働者に係る労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。）の役務の提供を受ける事業主その他これに類するも

のとして政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。)又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいう。

6 この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者とその養護する障害者について行う次に掲げる行為

イ 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

ロ 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

ハ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイからハマでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

二 養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

7 この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

8 この法律において「使用者による障害者虐待」とは、使用者が当該事業所に使用される障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。

五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

(障害者に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(障害者虐待の早期発見等)

第六条 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等

(養護者による障害者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による障害者虐待(十八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。)を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「市町村障害者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者自立支援法第五条第六項の厚生労働省令で定める施設(以下「障害者支援施設等」という。)に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定による措置を講ずるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者(以下「身体障害者」という。)及び知的障害者福祉法にいう知的障害者(以下「知的障害者」という。)以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定を適用する。

3 市町村長は、第七条第一項の規定による通報又は第一項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による障害者虐待を受けた障害者について前条第二項の措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、障害者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、障害者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による障害者虐待を受けた障害者について第九条第二項の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る障害者支援施設等若しくはのぞみの園の長若しくは当該措置に係る身体障害者福祉法第十八条第二項に規定する指定医療機関の管理者は、養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護の観点から、当該養護者による障害者虐待を行った養護者について当該障害者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第三十二条第二項第二号に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に障害者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置)

第十五条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第十七条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項を、当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害者福祉施設又は当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害福祉サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

第十八条 市町村が第十六条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第十九条 市町村が第十六条第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届出を受け、又は都道府県が第十七条の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害福祉サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、障害者自立支援法その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 使用者による障害者虐待の防止等

(使用者による障害者虐待の防止等のための措置)

第二十一条 障害者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施、当該事業所に使用される障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(使用者による障害者虐待に係る通報等)

第二十二条 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

- 2 使用者による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村又は都道府県に届け出ることができる。
- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 労働者は、第一項の規定による通報又は第二項の規定による届出（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。）をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十三条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

第二十四条 都道府県は、第二十二条第一項の規定による通報、同条第二項の規定による届出又は前条の規定による通知を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報、届出又は通知に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

第二十五条 市町村又は都道府県が第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村又は都道府県の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が第二十三条の規定による通知を受けた場合における当該通知を受けた都道府県の職員及び都道府県労働局が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県労働局の職員についても、同様とする。

(報告を受けた場合の措置)

第二十六条 都道府県労働局が第二十四条の規定による報告を受けたときは、都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長は、事業所における障害者の適正な労働条件及び雇用管理を確保することにより、当該報告に係る障害者に対する使用者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、当該報告に係る都道府県との連携を図りつつ、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第一百十二号）その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

(船員に関する特例)

第二十七条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員である障害者について行われる使用者による障害者虐待に係る前三条の規定の適用については、第二十四条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令又は厚生労働省令」と、「当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、第二十五条中「都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、前条中「都道府県労働局が」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関が」と、「都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関の長」と、「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）」とする。

(公表)

第二十八条 厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等

(就学する障害者に対する虐待の防止等)

第二十九条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第一百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等)

第三十条 保育所等（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（少数の乳児又は幼児を対象とする

ものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第七条第一項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等)

第三十一条 医療機関(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。)の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター

(市町村障害者虐待防止センター)

第三十二条 市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村障害者虐待防止センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二條第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二條第二項の規定による届出を受理すること。

二 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと。

三 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

(市町村障害者虐待防止センターの業務の委託)

第三十三条 市町村は、市町村障害者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、前条第二項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二條第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二條第二項の規定による届出の受理に関する業務の委託を受けた者が第七条

第一項、第十六条第一項若しくは第二十二條第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二條第二項の規定による届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(市町村等における専門的に従事する職員の確保)

第三十四条 市町村及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(市町村における連携協力体制の整備)

第三十五条 市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(都道府県障害者権利擁護センター)

第三十六条 都道府県は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県が設置する施設において、当該部局又は施設が都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 都道府県障害者権利擁護センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第二十二條第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受理すること。

二 この法律の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、助言その他必要な援助を行うこと。

三 障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関し、相談に応ずること又は相談を行う機関を紹介すること。

四 障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報を収集し、分析し、及び提供すること。

六 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

七 その他障害者に対する虐待の防止等のために必要な支援を行うこと。

(都道府県障害者権利擁護センターの業務の委託)

第三十七条 都道府県は、第三十九条の規定により当該都道府県と連携協力する者（以下「都道府県障害者虐待対応協力者」という。）のうち適当と認められるものに、前

条第二項第一号又は第三号から第七号までに掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第二十二條第一項の規定による通報又は同條第二項に規定する届出の受理に関する業務の委託を受けた者が同條第一項の規定による通報又は同條第二項に規定する届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(都道府県等における専門的に従事する職員の確保)

第三十八條 都道府県及び前條第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(都道府県における連携協力体制の整備)

第三十九條 都道府県は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

第七章 雑則

(周知)

第四十條 市町村又は都道府県は、市町村障害者虐待防止センター又は都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たす部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(障害者虐待を受けた障害者の自立の支援)

第四十一條 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域において自立した生活を円滑に営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第四十二條 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、障害者虐待の予防及び早期発見のための方策、障害者虐待があつた場合の適切な対応方法、養護者に対する支援の在り方その他障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並

びに養護者に対する支援のために必要な事項についての調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第四十三条 市町村は、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者で行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は市町村障害者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による障害者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第四十四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第八章 罰則

第四十五条 第三十三条第二項又は第三十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十六条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正)

第三条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(定義等)」に改め、同条に次の一項を加える。

- 6 六十五歳未満の者であつて養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和 四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

3 参考・引用文献

- ・厚生労働省 「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」
平成 24 年 3 月
- ・兵庫県 「兵庫県における障害者虐待の防止と対応」 平成 24 年 8 月
- ・さいたま市 「障害者相談支援指針」 平成 24 年 4 月
- ・千葉県 「障害者虐待対応マニュアル」(案) 平成 24 年 1 月
- ・NPO 法人 PandA-J 「障害者虐待防止マニュアル」 平成 21 年
- ・姫路市高齢者等虐待対応マニュアル 平成 22 年 4 月